## 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)

男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、実際に利用させた事業主に対して助成されます!

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

## 次の1または2に該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 【1】男性労働者の育児休業 次の①②のいずれにも該当すること
  - ①平成28年4月1日以後に、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取り組み(※)を行っていること(支給申請の対象となった男性労働者の育児休業開始日の前日までに行っていることが必要です)
  - ②雇用保険の被保険者として雇用する男性労働者に、連続した14日以上(中小企業にあっては5日以上)の育児休業を取得させること
- 【2】育児目的休暇 次の①~③のいずれにも該当すること
  - ①男性労働者が子の出生前後に取得できる育児目的休暇を新たに導入し、労働協約または就業規則に 規定していること
  - ②男性労働者が育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取り組み(※)を実施していること
  - ③男性労働者が、子の出生前6週間または出生後8週間以内に、合計して8日以上の育児目的休暇を取得したこと
    - ※以下のような取り組みを指します
      - ・男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知
      - ・管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨
      - ・男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施

## 受給内容

	中小企業	中小企業以外
1人目の育休取得	5 7万円 < 7 2万円>	28万5,000円<36万円>
	5日以上14日未満	14日以上1力月未満
	14万2,500円<18万円>	14万2,500円<18万円>
2人目以降の育休	14日以上1力月未満	1カ月以上2カ月未満
取得※1	23万7,500円<30万円>	23万7,500円<30万円>
	1カ月以上	2カ月以上
4	3 3 万 2 , 5 0 0 円 < 4 2 万円>	33万2,500円<42万円>
育児目的休暇の	28万5,000円<36万円>	14万2,500円<18万円>
導入・利用 ※2		· ·

- ※く >内は生産性の向上が認められる場合の額
- ※1 1企業当たり1年度10人まで
- ※2 1事業主当たり1回まで

## 取り扱い機関

労働局、公共職業安定所